

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	共立高等看護学院
設置者名	公益社団法人山梨勤労者医療協会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
専門課程	看護学科	夜・通信	23 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://kyoritsukoukan.com/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	共立高等看護学院
設置者名	公益社団法人山梨勤労者医療協会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	共立高等看護学院評議員会
役割	共立高等看護学院の運営に関する最高の議決機関 次の各号の事項について協議し決定する ①教育方針、及び運営方針、事業計画に関する事項 ②予算、及び決算に関する事項 ③その他、運営に関する重要な事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
法人総務部長（法人理事）	2023年4月1日より 2025年3月31日	共立高等看護学院評議員会議長
法人労務部長（法人理事）	2023年4月1日より 2025年3月31日	共立高等看護学院評議員
法人看護部長（法人理事）	2023年4月1日より 2025年3月31日	共立高等看護学院評議員 共立高等看護学院元教員
臨地実習契約病院総看護師長	2023年4月1日より 2025年3月31日	共立高等看護学院評議員 共立高等看護学院元講師
臨地実習契約病院学生担当看護師長	2023年4月1日より 2025年3月31日	共立高等看護学院評議員 卒業生
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	共立高等看護学院
設置者名	公益社団法人山梨勤労者医療協会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

1) 授業計画書の作成過程

各科目の授業計画書は、授業担当者は自身による授業評価と学生による授業評価を踏まえ、さらに教員集団によるカリキュラム評価を参考にして統一された書式により作成される。作成時には、その科目の魅力や特徴点、自己学習のポイントなど学生の興味・関心が持てる内容になるよう留意している。カリキュラム全体との整合性や妥当性について教務主任を中心とした数名のスタッフで検証し、必要があれば修正を依頼する。最終的には管理会議で主な変更点や改善点等が確認され、3月末までに公表準備を行う。

2) 授業計画書の作成・発表時期

本校では、カリキュラム全体に係る内容と各授業計画書を併せて冊子化し、4月始業時に配布し、同時にホームページ上で公表する。

【カリキュラム全体に係る内容】

(1) 教育課程の考え方 (2) 主要概念の定義 (3) 各分野の考え方 (4) 各領域の考え方 (5) カリキュラム構造図 (6) 教育内容 (7) 授業科目及び単位数 (8) カリキュラム進度表 (9) 各学年の評価科目及び評価方法 (10) 教員一覧と担当授業科目及び時間数 (11) 代替が必要な授業 (12) 単位の授与 (13) 各学年教科書一覧 (14) e-ラーニングの利用

【各授業計画書の内容】

(1) 科目名 (2) 必修/選択の別 (3) 授業担当者 (4) 評価方法 (5) 履修年次 (6) 授業形式 (7) 単位数 (8) 時間数 (9) 科目の到達目標 (10) 授業内容 (11) 授業方法 (12) 評価方法 (13) 必携図書 (14) 自己学習のポイント及び参考図書 (15) 履修上の注意点 (16) 学生に向けてのメッセージ

授業計画書の公表方法 <https://kyoritsukoukan.com/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

【単位の授与】

原則として全教科とも評価を行い、その成績によって単位を授与する。各科目とも授業時間の2/3以上の出席をもって評価を受けることができる。ただし、臨地実習は4/5以上の出席を要する。

下記1)、2)の場合は補習を行う。

1) やむを得ない理由（傷病、忌引き、その他やむを得ない理由と認められるもの）により、出席時間が授業時間の2/3以上（臨地実習は4/5以上）に満たない場合、本人の願い出により学院長が補習の実施を承認する。

2) 自然災害（台風・大雪・地震等）や学校感染症による欠席の場合は、学校側が欠席分の時間数について補習を行わなければならない。

授業科目を履修した学生は、試験又は学院長が別に定める方法により成績を評価し、単位を与えるものとする。

成績の評価は以下の通り

(旧カリキュラム) 優(85点～100点)、良(70～84点)、可(60～69点)及び不可のいずれかで表し、優、良及び可を合格とする。ただし、試験による評価は各科目100点を満点として、60点以上を合格点とする。

(新カリキュラム) 前項の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可のいずれかで表わし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、試験による評価は各科目100点を満点として、60点以上を合格点とする。

【入学前の既修得単位等の認定】

学院長は、教育上有益と認める場合は、学生が入学する前に放送大学や他の大学、高等専門学校または以下の資格に係る学校もしくは養成所で指定規則別表3に定められている教育内容と同一内容の科目をすでに履修した者の申請により、その者が修得した単位を本校の習得単位として認定することができる。

歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士

【評価の方法】

筆記試験：各科目100点を満点として60点以上を合格とする。

総合評価：出席時間、授業への参加状況及び担当講師の基準に基づき合否のいずれかで表し、合を合格とする。

レポート評価：担当講師の基準に基づき優・良・可及び不可のいずれかで表し、優、良、可を合格とする。

評価表：臨地実習に関しては、評価表をもって知識・技術・態度を評価する。100点を満点として60点以上を合格とする。

【追試験】

やむを得ない理由により試験をうけられなかつた場合は、本人の願い出により追試験を受けることができる。この場合の「やむを得ない理由」とは、傷病、忌引き、その他やむを得ない理由と認められるものとする。追試験の成績は80点をもって満点とする。

【再試験】

試験結果で合格に満たない場合は、本人の願い出により再試験を行うことがある。再試験の願い出は合否発表の日から3日以内とする。

再試験で合格点に満たない場合は、その科目について再履修とする。ただし、再試験で合格点に満たない科目が1科目の場合に限り、その科目の再認定を行うことがある。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

客観的な指標

履修科目の成績評価を 100 点満点として点数化し、科目的合計点、平均値、標準偏差を算出する。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://kyoritsukoukan.com/
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定方針

本校の課程を修め、全ての単位修得（旧カリ：105 単位 新カリ：108 単位）と出席すべき時間数 2/3 以上の出席時間をもった上で、「患者の立場にたつ看護」を実践するために必要な知識・技術・態度を修得し、下記の資質を身につけた者に対して卒業を認め、専門士を授与する。

「患者の立場にたつ看護」の実践者として社会貢献するために必要な資質

- 1) 生命のすばらしさと尊さを実感でき、人間が健康に生きようとする営みに働きかける看護の意味を理解している。
- 2) 世の中の動きに关心を持ち、誰もが人間として大切にされ、安心して生活できる平和な社会を願う心をもつ。
- 3) 患者さんをはじめとする看護の対象と対象を取り巻く社会の事実をありのままにとらえる。
- 4) 事実を「何故」「どうして」と考え、道筋を立て追求しようと努力できる。
- 5) 安全な看護を提供できる知識、技術、態度があり、自ら学び続ける姿勢をもつ。
- 6) 看護の対象に寄り添い、共感できる豊かな感性をもつ。
- 7) 互いの価値観を認め合い、仲間と共に成長する姿勢をもつ。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://kyoritsukoukan.com/
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	共立高等看護学院
設置者名	公益社団法人山梨勤労者医療協会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページ掲載 https://kyoritsukoukan.com/
収支計算書又は損益計算書	ホームページ掲載 https://kyoritsukoukan.com/
財産目録	ホームページ掲載 https://kyoritsukoukan.com/
事業報告書	ホームページ掲載 https://kyoritsukoukan.com/
監事による監査報告（書）	ホームページ掲載 https://kyoritsukoukan.com/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療		専門課程	看護学科	○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		開設している授業の種類	
				講義	演習
3年	昼	108 単位		66/単位	15/単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数
120 人		134 人	0 人	10 人	125 人
		総教員数			
		135 人			

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）					
(概要)					
カリキュラムは下記3つの分野で構成する。学習進度は、学生の成長や体験にそって段階的に教授する。					
基礎分野 （15 単位 365 時間）					
対象である人間について理解していくための根幹となる部分である。看護師としての幅広い教養を身につけることによって、人間理解の視野を広げ、患者をより深く尊重し、その心の動きにも目を向けることができるこをを目指している。そのため科学的なものの見方や捉え方を学ぶ科目として「物理学」「哲学」「統計学」「社会学」を取り入れ、看護の共通概念を柱に立てながら、その上に専門分野を積み重ねて学ぶ。また、「教育学」では子ども・若者がおかれている社会の諸問題を通して学び、「心理学」では人の成長発達とともに人間関係論、医療におけるカウンセリング技法について学ぶ。看護師として対象の人権を守り、倫理を遵守する姿勢を培う。					
専門基礎分野 （22 単位 500 時間）					

看護学の基盤となる専門知識を修得し、専門分野の学びに繋げていく。人間の人体の構造と機能を系統的に理解し、疾病や障害の成り立ちと関連させ、探究心を持ちながら学ぶためにアクティブラーニングを活用した主体的な学習を促す。また解剖生理学演習では、臨床判断能力の基礎となる知識を学ぶ。

さらに、対象を取り巻く社会に広く目を向け、健康の社会的決定要因の視点から対象理解を深める。誰もが健康に生きる権利を有することを事例を通して学ぶ。また、対象の権利を守るために様々な社会保障制度について学習し、関連機関および他職種の役割を理解するとともに、関係職種と連携・協同していくための看護師の役割について学ぶ。

専門分野 (71 単位 2150 時間)

基礎看護学は、各領域の看護実践を支える共通の概念（人間・健康・社会・生活と労働）に基づいた看護を学び、自己の看護観の構築を目指す。また、科学的根拠に基づいた看護技術を身につけ、臨床判断の思考を経験しながら看護を探究し実践的に学ぶ。

各領域の看護学では、人間のライフサイクルや各発達段階について学ぶ。対象を取り巻く社会と健康問題を関連させ、対象を生活者として理解する力を培う。各領域では当事者授業や多様なフィールドワーク、演習等で主体的に学ぶことをを目指している。更に対象の人権を尊重し人権擁護の視点で対象の理解を深めることを目指す。地域・在宅看護論では、地域で暮らす人々の理解とプライマリヘルスケアの視点、多様な健康要求に応える看護と多職種連携について学ぶ。領域横断科目は各領域に共通する看護を学ぶ。

看護の統合と実践では、災害看護を臨地で実践的に学ぶ。国際看護では地域の在日外国人の生活を知り、国際看護を身近に学ぶとともに、国際看護活動の実際に触れ理解を深める。

<保健指導技術>

看護は対象の健康への働きかけをする役割をもち、よりよい健康への支援、健康の回復への支援、病気と折り合いをつけながら生活するための支援がある。また新カリキュラムでの基本的な考え方の中には、「健康の保持・増進、疾病の予防及び、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う」とあり、健康の保持・増進・疾病予防・健康回復の能力が求められている。本科目は、多様なライフステージにある人々の対象理解を深め、対象に合わせた保健指導の知識と技術を学ぶための領域横断科目として位置づけたい。

<人間の発達と看護>

人間は生まれてから発達し続ける存在である。看護の対象は、全てのライフステージの人であり、各ライフステージにおける出来事や発達課題に対処していくことで、精神的・社会的に成長していく。つまり、人間の一生を発達の視点から学ぶことは、対象者を身体、精神、社会的に捉えることにつながると考える。本科目の母性領域では胎位時期の発達、小児・成人・老年領域では身体・精神・社会的特徴と発達課題を含めた内容とする。また、精神では主に発達危機に絞って教授する。

<薬物療法と看護>

本校では薬理学の授業以外で薬物療法に関わる看護は「成人臨床看護での疾患と看護」の科目や「領域（小児・老年・精神）の中で触れられているが、様々な薬物の作用・特長を踏まえて看護に発展させて理解することはできていない。そこで薬物療法に関わる際、薬物の作用を十分理解し、効果的に発揮できるよう援助するための看護を学ぶ科目として設定した。看護師としての必要な知識・技術を身につけ、生命と人権を尊重するとともに、他者と協働し、医療・保健・福祉に貢献できる人材を育成する。

＜終末期と看護＞

人は生まれながらに死すべき運命を背負った存在であり、人である限り別け隔てなく死が訪れ、決して死を避けることはできない。より良い最期が迎えられるよう、看護者としてその人らしく最期まで生きるための支援が求められる。本科目では、自身の死生観について考え、終末期にある人への看護実践について様々な看護師の経験を聞く。発達課題を踏まえた様々なライステージにある対象が、より良く生き、より良い死を迎えるための看護について教授する。

＜リハビリテーションと看護＞

リハビリテーションは”その人らしく生きる”という人間の根本的な尊厳に関わる科目であり、「全人的復権の医学」と言われ、対象は「障害」を抱えて生活している人である。リハビリテーションは各領域で求められる科目であり、ライフステージだけでなく、疾患や障害に合わせたリハビリテーションがある。本科目では、障害を抱えて生活する人の権利を護るために考え方や、リハビリテーション医学、ライフステージに合わせたリハビリテーションの特徴、疾患や障害に合わせたリハビリテーションの特徴について教授する。更に、リハビリテーションの概念を抑え、各領域で求められるリハビリテーション看護についても教授する。

成績評価の基準・方法

(概要)

【単位の授与】

原則として全教科とも評価を行い、その成績によって単位を授与する。各科目とも授業時間の2/3以上の出席をもって評価を受けることができる。ただし、臨地実習は4/5以上の出席を要する。

下記1)、2)の場合は補習を行う。

- 1) やむを得ない理由（傷病、忌引き、その他やむを得ない理由と認められるもの）により、出席時間が授業時間の2/3以上（臨地実習は4/5以上）に満たない場合、本人の願い出により学院長が補習の実施を承認する。
- 2) 自然災害（台風・大雪・地震等）や学校感染症による欠席の場合は、学校側が欠席分の時間数について補習を行わなければならない。

授業科目を履修した学生は、試験又は学院長が別に定める方法により成績を評価し、単位を与えるものとする。

成績の評価は以下の通り

(旧カリキュラム) 優(85点～100点)、良(70～84点)、可(60～69点)及び不可のいずれかで表し、優、良及び可を合格とする。ただし、試験による評価は各科目100点を満点として、60点以上を合格点とする。

(新カリキュラム) 前項の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可のいずれかで表わし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、試験による評価は各科目100点を満点として、60点以上を合格点とする。

【入学前の既修得単位等の認定】

学院長は、教育上有益と認める場合は、学生が入学する前に放送大学や他の大学、高等専門学校または以下の資格に係る学校もしくは養成所で指定規則別表3に定められている教育内容と同一内容の科目をすでに履修した者の申請により、その者が修得した単位を本校の習得単位として認定することができる。

歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士

【評価の方法】

筆記試験：各科目100点を満点として60点以上を合格とする。

総合評価：出席時間、授業への参加状況及び担当講師の基準に基づき合否のいずれか

<p>で表し、合を合格とする。</p> <p>レポート評価：担当講師の基準に基づき優・良・可及び不可のいずれかで表し、優、良、可を合格とする。</p> <p>評価表：臨地実習に関しては、評価表をもって知識・技術・態度を評価する。100点を満点として60点以上を合格とする。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>(概要)</p> <p>【卒業認定方針】</p> <p>本校の課程を修め、全ての単位修得（旧カリ：105単位 新カリ：108単位）と出席すべき時間数2/3以上の出席時間をもった上で、「患者の立場にたつ看護」を実践するために必要な知識・技術・態度を修得し、下記の資質を身につけた者に対して卒業を認め、専門士を授与する。</p> <p>「患者の立場にたつ看護」の実践者として社会貢献するために必要な資質</p> <ul style="list-style-type: none">1) 生命のすばらしさと尊さを実感でき、人間が健康に生きようとする営みに働きかける看護の意味を理解している。2) 世の中の動きに関心を持ち、誰もが人間として大切にされ、安心して生活できる平和な社会を願う心をもつ。3) 患者さんをはじめとする看護の対象と対象を取り巻く社会の事実をありのままにとらえる。4) 事実を「何故」「どうして」と考え、道筋を立て追求しようと努力できる。5) 安全な看護を提供できる知識、技術、態度があり、自ら学び続ける姿勢をもつ。6) 看護の対象に寄り添い、共感できる豊かな感性をもつ。7) 互いの価値観を認め合い、仲間と共に成長する姿勢をもつ。 <p>【進級認定基準】</p> <p>各年次に必要な単位を取得したものが進級することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">1年次：48単位2年次：33単位3年次：27単位
<p>学修支援等</p>
<p>(概要)</p> <p>【教員による個別学習指導】</p> <p>1年次～3年次まで期末試験の評点（100点満点）の平均点を求め、下位に相当する学生を対象に個別学習指導を年間通じて実施する。また、臨地実習の評価点が低い学生に対しても実習前後に個別に指導を行う。</p> <p>【小グループ学習】</p> <p>入学後から小グループ学習を進め、問題や課題を発見し、調査し、まとめて発表する力を培う。また、この学習過程を通してコミュニケーション力を高める。</p> <p>【自己学習の推進】</p> <p>e-ラーニングの環境を整備して、自己学習を支援している。学生は7時30分から20時まで学校で自己学習することが可能である。</p> <p>【学生指導】</p> <p>担任・副担任制をとり、定期的に学生と個別面接を行い学校生活上の悩みや家庭の悩みなどを把握し、必要に応じて支援している。</p> <p>学生が進級・卒業する上で困難な状況にある場合には、学生本人、家族と学校側が課</p>

題や目標を共通認識できるように家族とも連絡を密に取り合い学生をサポートしている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
38人 (100%)	3人 (7.9%)	35人 (92.1%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容)			
(主な学修成果（資格・検定等）) 直近10年看護師国家試験合格率99.5%			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
130人	3人	2.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別（家族含む）面談の実施 学習の個別指導を継続して行っている		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	390,000 円	250,000 円	「その他」は施設整備費 15 万円 実験実習費 10 万円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kyoritsukoukan.com/															
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) (方法)教育活動及び学校運営に関する事項について、教職員が実施した自己評価の結果及び教職員からの意見と施設視察を基にあらためて評価を行い、検証した結果及び教育水準の向上に資するために必要な助言を付して、学院長に報告する。 (体制)委員は5名以上とし、次に掲げる区分から学院長が委嘱する。 (1) 共立高等看護学院学生自治会 (2) 山梨勤労者医療協会理事 (3) 共立高等看護学院同窓会 (4) 共立高等看護学院父母の会 (5) 山梨健康友の会 (6) その他学院長が必要と認める者 学校関係者評価結果について、学院評議員会の承認を受け、公表しなければならない。 その結果に基づき改善計画を年度方針に盛り込む。実践状況を年1回自己評価し、結果を学院長が評議員会へ報告する。															
学校関係者評価の委員 <table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr> <td>共立高等看護学院父母の会</td><td>2024年4月1日より 2025年3月31日</td><td>学生家族</td></tr><tr> <td>共立高等看護学院同窓会</td><td>2024年4月1日より 2025年3月31日</td><td>卒業生</td></tr><tr> <td>甲府健康友の会会长</td><td>2024年4月1日より 2025年3月31日</td><td>地域健康増進活動組織</td></tr><tr> <td>病院総看護師長</td><td>2024年4月1日より 2025年3月31日</td><td>臨地実習契約病院</td></tr></tbody></table>	所属	任期	種別	共立高等看護学院父母の会	2024年4月1日より 2025年3月31日	学生家族	共立高等看護学院同窓会	2024年4月1日より 2025年3月31日	卒業生	甲府健康友の会会长	2024年4月1日より 2025年3月31日	地域健康増進活動組織	病院総看護師長	2024年4月1日より 2025年3月31日	臨地実習契約病院
所属	任期	種別													
共立高等看護学院父母の会	2024年4月1日より 2025年3月31日	学生家族													
共立高等看護学院同窓会	2024年4月1日より 2025年3月31日	卒業生													
甲府健康友の会会长	2024年4月1日より 2025年3月31日	地域健康増進活動組織													
病院総看護師長	2024年4月1日より 2025年3月31日	臨地実習契約病院													
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kyoritsukoukan.com/															

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://kyoritsukoukan.com/>